

「農業をはじめたい女性の農業短期研修」実施要領

公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金

第1 目的

公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（以下「基金」という。）は、県内で新規就農を目指す女性を対象にして、現場における農業短期研修（以下「研修」という。）を実施し、農業経営に関する知識や技術を深めることにより、新規就農につなげることを目的とする。

第2 事業の内容

1 研修を受け入れる農業者等

基金が指定した農業者等（別紙一覧表のとおり）

2 参加申込みの要件（すべてを満たすこと）

- (1) 就農に向けて高い意欲があり、県内で就農を目指している女性
- (2) 満16歳以上であること
- (3) 基金が別に定める事項について誓約していること

3 研修期間

研修期間は、原則5日以上1週間以内（原則、1日あたり3時間以上で宿泊はなし）とし、参加者の希望と受入農業者等の都合を考慮し、研修日程を決定する。

4 実施期間

研修の実施期間は令和6年5月から令和7年2月末までとする。

5 研修参加者数

年間5～10名程度（予算の範囲内）

6 費用・受入謝金

- (1) 研修先である受入農業者等までの交通費は参加者の負担とする。また、研修に要する費用は受入農業者等の負担とする。
- (2) 参加者は、基金が定める傷害保険に加入することとし、費用は基金が負担する。
- (3) 基金は受入農業者等に対し、1回の受入れにつき1日あたり10,000円の受入謝金を支払う。

なお、複数名を同時に受け入れた場合は1日あたり15,000円の受入謝金を支払う。

第3 事業の実施手続き

1 参加申込みと研修先および研修日程の決定

研修参加希望者は、氏名、住所、希望する研修内容等を記した「農業をはじめたい女性の農業短期研修申込書(様式第1号)」および「農業をはじめたい女性の農業短期研修誓約書(様式第2号)」を提出し、基金が研修内容の希望等を考慮して調整の上、研修先および研修日程を決定する。

2 研修終了報告

研修終了後、参加者は研修内容や感想、今後の就農に向けた計画等について、「農業をはじめたい女性の農業短期研修終了報告書(様式第3号)」を基金に提出する。受入農業者等は、研修の内容や参加者の評価等について、「農業をはじめたい女性の農業短期研修実施報告書(様式第4号)」を基金に提出する。

第4 その他

本事業の実施に関して収集した個人情報については、基金の個人情報保護規程に基づき適切に管理する。

附則 この実施要領は、令和6年5月24日から施行し、適用する。